

# 契約実務改善研究会の検討報告

平成 19 年 1 月  
環 境 省

## ・検討目的

今般、政府は「政府契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外。この原点に立ち返り、国民の目線に立って厳格かつ徹底的に見直す。効率的かつ公平な政府調達確保により、歳出の無駄を徹底的に排除。」との方針で、政府契約の見直し作業を行っている。

これを受け、環境省においても「随意契約見直し計画」(平成 18 年 6 月)等に基づき、競争性のある契約方式の拡大に努めているところである。

一方で、過度な価格競争等の進行は、政府契約の本来的目的を損なわないか(環境保全効果の減少)、単年度主義の政府契約では契約の安定性を損なわないか(環境パートナーシップの崩壊)等、かえって国民の利益を損なう可能性も指摘されている。

このため、行政法や契約法の学識経験者、企業法務の実務者等からなる研究会(契約実務改善研究会)を設け、行政のあり方について政策提言している民間シンクタンク、NPOや環境省からの業務受注者等の意見を広く聞き、環境保全を任務とする環境省における契約のあり方について、現状の問題点等を明らかにした上で、政府の方針と整合性を図りつつ基本的考え方を整理するとともに、実行可能な契約実務の改善策を検討したものである。

## ・検討内容・体制

### 1. 検討内容

#### (1) 問題状況の整理

環境省(発注者)の現状説明

・見直し方針、新たな契約方式の導入等

受注者、第三者から見た課題、問題点の把握

・関係者からのヒアリング

#### (2) 環境保全目的を損なわない契約のあり方の整理

・価格競争、競争的契約方式がもたらす負の側面

・調達目的を阻害しない契約上の配慮のあり方 等

#### (3) 契約実務上の改善策の検討

・受注者の環境に関する技術・能力等の適切な評価方法

・優れた環境保全アイデア等を適切に採択する契約手法

・政府と民間の環境パートナーシップの形成・維持に役立つ契約手法 等

#### (4) その他必要な事項

## 2. 検討体制

検討は、下記の学識経験者等で構成される研究会を組織して実施した。  
(研究会事務局を社団法人商事法務研究会に委託)

なお、民間独立系シンクタンクや環境省業務に関するNPO、公益法人、企業等に幅広く声をかけ、研究会へのオブザーバー参加を求めた。

### 契約実務改善研究会委員

座長：森 寛 昭夫 (財団法人地球環境戦略研究機関理事長)

副座長：野村 豊弘 (学習院大学法学部教授)

委員：大久保<sup>のりこ</sup>規子 (大阪大学大学院法学研究科教授)

<sup>とうじ</sup> 田路 <sup>よしひろ</sup> 至弘 (弁護士)

<sup>みのわ</sup> 袁輪 靖博 (福岡大学法学部教授)

## . 検討経過

研究会を3回開催し、研究会における議論、関係者からのヒアリング結果等に基づき作成された環境省の契約実務改善方針案を議論し、検討報告を取りまとめた。

第1回 平成18年10月27日

第2回 同11月30日

第3回 19年1月11日

## 環境省の契約事務改善の方向性について

契約実務改善研究会  
座長 森 昭夫

平成 18 年 4 月に閣議決定された環境基本計画においては、環境・経済・社会の統合的な向上が大方針として打ち出されたところであり、環境と経済の好循環を実現させるような経済活動を増やしていくことが重要とされた。

環境省を始めとする政府の環境施策・事業の外部発注は、民間事業者が経済活動を行うに当たっての重要な一分野であり、正当なビジネスとして事業が成り立つよう政府としても適切な配慮を講じていくべき分野である。また、政府が率先して、その活動ができる限り環境への負荷が少ないものとなるようにしていく必要もある。

政府活動の民間活動への移行は、現下の重要な挑戦課題となっているが、上述のような意味において、環境省の契約事務改善は、政府の契約事務のあり方の先駆をなすものともなる。

翻って環境行政の現実を見ると、地球温暖化対策、循環型社会形成、有害化学物質対策等のいずれの課題についても環境省の限られた人的リソースのみでは解決困難であり、外部の団体、事業者による専門的かつ効率的な助力を得ることなくしては解決を期し難い。

しかしながら、民間活動の活用には知恵や工夫が必要である。近年、談合問題の横行などから国民の血税を有効に使う要請が高まっており、政府外部の活力を導入・活用する場合にあっては、事業や施策の実施を請け負う業者の選定を透明で競争的なものにすることが強く求められている。他方で、耐震偽装の姉歯問題に見られるように、価格のみの競争を推し進めると、受託事業者の業務の質の低下を招き、国民の血税をかえって無駄遣いさせてしまう恐れも否定できない。

これらの状況を踏まえ、環境省においては、事業者等の環境保全に係る創意、工夫を最大限活用ながら競争性や透明性を担保し、環境負荷低減の取組を積極的に評価しうるような契約のあり方を目指すこととし、過年度来の漫然とした随意契約への過度の依存を改めて、様々な弊害を回避しつつ可能な限り総合評価入札等の競争的な契約方式へ順次移行することを検討している。

当研究会における関係者からのヒアリング、委員間の議論等に基づき、環境省では、当面直ちに取り組むべき契約事務の改善に係る方針案を別添のとおり作成した。当研究会は、その方針は概ね妥当なものと評価したところであり、環境省においては、こうした契約事務の改革を極力早急に実施すべきである。

また、このような早急な対応にとどまらず、今後は、実施上の問題点を把握しながら継続的に改革を行うことも必要である。

過度な随意契約への依存を改めることについては、当研究会として大いに賛成であるが、どのような種類の事業、施策の外注に際して、どのような事業者

選定方式がふさわしいかについては、その事業等の性質に応じたきめ細かな検討が必要である。また、果たしてそうした事業や施策が本当に必要なのかどうかに遡って検討を加える必要もある。例えば、政策評価の一環として「構想日本」が提唱するような「事業仕分け」や、これに応じた業者選定のあり方を検討することも一案として提案したい。

さらに、民間が有するアイデア、知的財産等を行政が活用することは今後益々重要になると考えるが、そのためにも、委託や請負といったこれまでの業務発注方式を超えて、民間の有する知的財産等を正當に評価し、適切な対価を支払って行政が利用する、相互補完的、協働的な仕組みを整備すべきと考える。

このような着眼に立ってみると、当研究会における議論で再認識できたことは、環境省の発注業務は、単に民間にとっての収益事業であるのみならず、国民が環境保全という公共政策に参加する一形態であり、場合によっては採算性を度外視しても環境政策を前進させようというNPOをはじめ公益法人や企業の熱意に支えられているという現実であった。環境省は、この国民の思いに甘えてはならないし、この現実を相互の持たれ合いや癒着に変質させてはならない。むしろ、このような国民の熱意を損なわず、より良く活かせる契約事務の在り様を、環境省は政府の中で独自性を発揮してでも追求していくべきであり、そこで発展していくものと期待される官と民の“協働”という視点を取り入れた契約事務方式は、今後の行政全体の進むべき道を示すことにもなると考える。

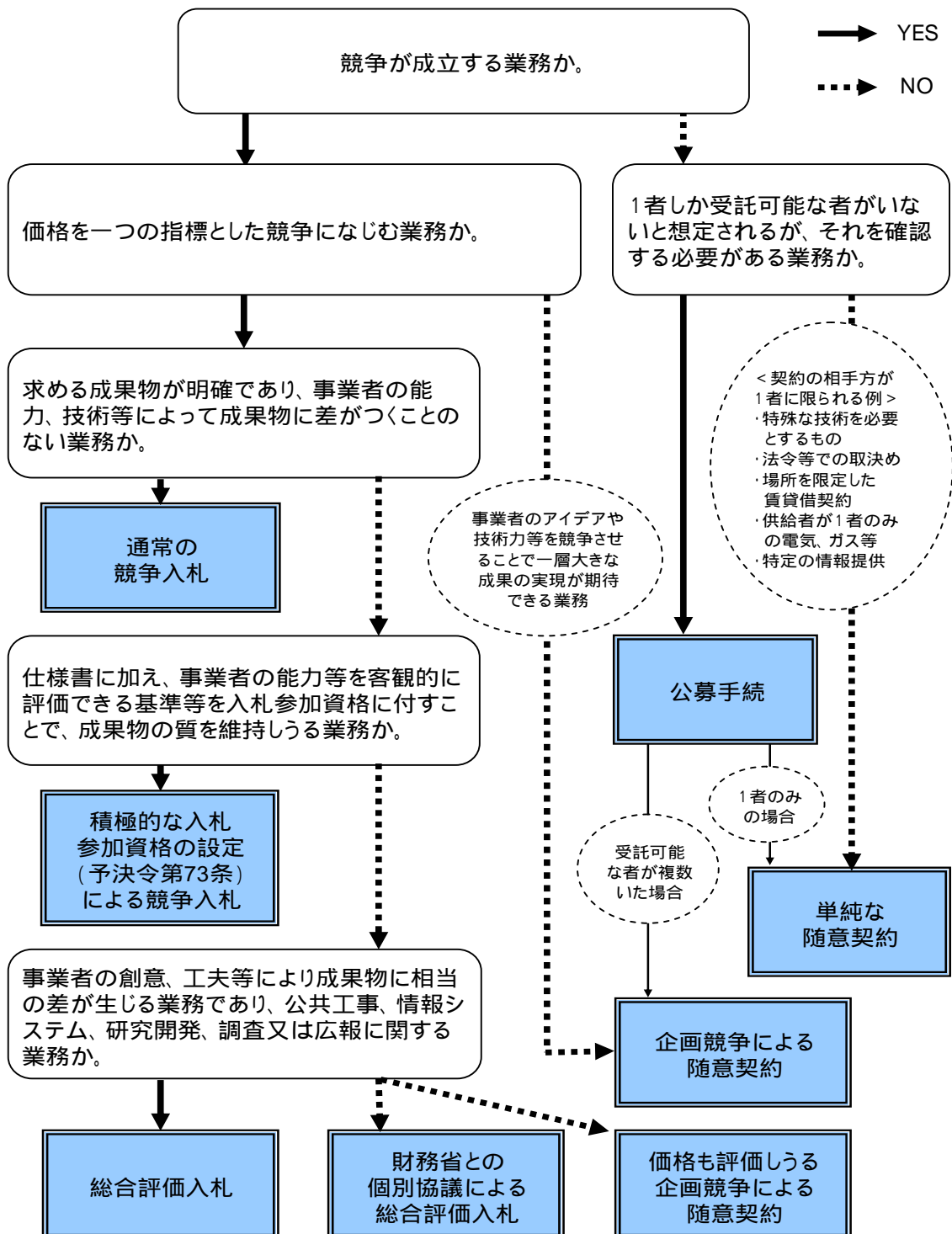
最後に、およそ政府の契約事務が「安かろう、悪かろう」に向かうものであってはならない。「正當な対価を支払い、優良な成果を得る」という国民の利益を増進するための契約事務であるべきことを再度強調しておきたい。

環境省における契約実務改善策の全体像（案）

平成 18 年 1 月  
大臣官房会計課

1. 業務の性格・内容と契約方式との対応関係（試行的フローチャート）

将来は、業務の性格・内容に応じた最適な契約相手方選定方式を明確化していくこととするが、当面の試行的フローチャートは、以下のとおり。



## 2. 契約方式の整備・改善

### (1) 随意契約関係

単純随意契約……会計法令の規定及び財務省通知（H18.8.25）の『随意契約によらざるを得ない場合』の例に従い、実施する。

公募による随意契約（別紙1参照）

……財務省通知を踏まえ、『行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募る』公募の仕組みを新たに整備する。

- \* の随意契約類型等に該当しない契約案件であって、1者しか契約相手がいないと想定されるものについて、他の参加希望者がいないか確認するための契約締結手続を整備する。（透明性を確保した随意契約）

企画競争による随意契約

……一般競争入札方式を採り難い契約案件であって、契約相手方の技術、能力等を的確に評価して契約を締結する必要があるものに適用する契約締結手続として整備する。（競争性を確保した随意契約）

- \* これまでの企画競争契約手続を公募や総合評価入札との関係を整理した上で位置づける。

### (2) 競争入札関係

総合評価入札……財務省通知（H18.7.27）に基づき、研究開発、調査及び広報の事業について、価格と技術等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札の仕組みを新たに整備する。（別紙2参照）

一般入札、指名入札

……入札参加資格等を積極的かつ適切に設定しつつ、実施。

### (3) 留意・検討事項

- ・公募や総合評価という新たな仕組みの整備に当たっては、受注者、発注者の双方の事務ができるだけ効率化されるよう検討する。
- ・行政と民間の“協働事業”のための契約方式を今後検討することが必要。協議プロセスを契約締結の根拠とし、事業のPDCAサイクルを契約と関係付ける方法論を考えていく必要がある。
- ・価格競争を行う場合に、対象業務の品質確保や従業員・下請事業者への支払いが困難になるような低価格での応札をどのように抑制していくかも大きな課題であり、国土交通省の対応策などを参考にしつつ取り組んでいく必要がある。

### 3. 契約事務の運用改善等（別紙3参照）

随意契約、競争入札による契約のいずれであれ、契約事務の運用改善が重要であり、当面、以下のような改革を行う。

#### 1) 複数年継続契約することが必要な事業について

複数年継続的に契約することが経済合理的な事業等については、国庫債務負担行為の対象事業の拡大の他、政府予算制度が単年度主義であることを十分踏まえつつ、契約方式や内容に応じて競争性や透明性を確保した対応措置を講ずる。

#### 2) 共同実施提案の事業について

企画競争や総合評価入札の適用の拡大に伴い、事業者の提案書において、複数の事業者がそれぞれの強みを出し合って発注事業を共同で実施することを提案される可能性が高まっている。このため、当面の措置として、当初契約時点での再委託の承認や共同実施協定書の作成により、共同実施提案事業を円滑に実施できる対応措置を講ずる。

#### 3) 環境性能等を考慮した調達について

環境に配慮した調達が行われるよう、いわゆる「グリーン契約法」の議員立法の動向も踏まえつつ、調達における環境性能要件等を明確化すること

#### 4) その他

- ・環境関係資格を競争参加資格や技術審査基準に活用することなどにより、入札等の要件、審査基準を明確化すること
- ・仕様書や評価基準等の適切性の向上を図り、能力のある事業者がその力を十分に発揮して受託できるような契約事務処理を行うこと
- ・提案書等に記載される事業者のアイデア等を適切に保護できるよう契約事務処理を行うこと
- ・契約事務処理体制の強化、契約マニュアルの整備等により、受注者の負担を軽減しつつ、信頼性の高い契約事務処理を行うこと

(別紙1)

## 『公募』の仕組みの整備について

### 1. 『公募』の基本的考え方

平成18年8月25日付財務大臣通知によれば、

『「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言いつつ、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。』とされている。

### 2. 『公募』の仕組み例

財務大臣通知を受けて、国土交通省においては、「参加者の有無を確認する公募手続について」(平成18年9月28日付国土交通省大臣官房長通知)を発出し、制度を整備している。その概要は以下のとおり。

#### 1) 対象業務

従来随意契約していた案件で、必要となる特殊な技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務

#### 2) 参加意思確認書の公募

特殊な技術または設備等を有している公益法人等を特定し、それ以外の参加者の有無を確認するため、本業務への参加意思及び特殊な技術または設備等を有していることを確認する書類(参加意思確認書)の提出を求める公募を行う。

#### 3) 公募方法

公募は、応募要件等を明示してホームページなどで行い、入札に準じた公示期間を設ける。業務の仕様書や応募要件の詳細を記載した説明書を交付する。

#### 4) - 参加意思確認書の提出がない場合

特定された公益法人等と随意契約を行う。

#### 4) - 参加意思確認書の提出があった場合

参加意思確認書が応募要件を満たしているかを審査し、満たしている場合は、特定された公益法人等と参加希望者による企画競争手続に移行する。



### 3．環境省の方針（案）

上記のように、国土交通省の仕組みは、透明性ある随意契約を行うための前置手続として整備されているものと考えられる（競争参加者が存在すると分かっているならば、当初から企画競争手続を実施することとなる）。

このため環境省としても、契約事務の効率化に十分配慮しながら、類似手続の整備を行うこととする。

(別紙2)

## 総合評価落札方式の入札について

### 1. 対象事業種類

従来 公共工事、情報システム調達

追加 研究開発、調査、広報 (H.18.7.27 付け財務大臣通知による)

### 2. 総合評価の仕組み

1) 入札に当たって、価格の入札のみならず、「専門的知識、技術及び創意等の提案」を求め、価格と技術等の総合評価により落札者を定める。

2) 価格と技術等の得点配分を次のとおりとし、価格点と技術点の合計得点により落札者を決定する。

研究開発 価格：技術等 = 1以上：3

調査、広報 同 = 1以上：2

すなわち、技術等への配点を高くすることにより、低価格を提示した者ではなく、より良い技術等を提案した者が落札者となりうる。

3) 価格点の採点は、次のとおり。

価格点 = 価格への配点 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

例) 価格配点 100、予定価格 1 千万円、入札価格 600 万円

価格点 =  $100 \times (1 - 600 \text{ 万円} \div 1 \text{ 千万円}) = 40 \text{ 点}$

同様に入札価格 800 万円の場合は、価格点 20 点

\* この場合、調査事業では技術点に最大 200 点を配点できるため、20 点の価格点の差を 200 点の技術点によって逆転できれば、800 万円より良い技術提案をした者が落札者となる。

4) 技術点の採点については、あらかじめ評価基準を定めて公開し(入札説明書に記載) それにのっとった提案書を求める。環境省内に提案書審査委員会を設置して審査を行い、必須の最低基準を満たさない提案書は不合格とし、合格した提案書について評価基準に基づき採点する。

### 3. 総合評価入札の手順

1) 入札公示、入札説明書の交付(仕様書、技術等の評価基準等を交付)

2) 入札説明会

3) 入札書、提案書の提出

4) 提案書に係るヒアリング

5) 提案書の審査、合否の通知

6) 入札書の開札、総合評価による落札者決定

#### 4．総合評価入札の実施に当たっての留意点

- 1) 評価基準の明確化、提案書作成様式の指定等により提案書の作成を容易にするとともに、入札書・提案書の郵送送付を認めるなど、受注者の負担軽減について配慮すること。
- 2) 随意契約の前置手続である企画競争と異なり、落札決定によりほぼ自動的に契約内容、契約額が定まる総合評価入札にあっては、発注者が作成する仕様書と受注希望者が作成する提案書がともにそのまま契約内容になる（企画競争で公示される仕様書は案であり、採択された企画書を踏まえ仕様書の確定作業が行われる）ため、双方とも作成に当たっては、履行の確実性等についてより慎重な確認が必要となる。また、仕様書については、合理的に入札価格が積算できる具体性が必要となる。
- 3) 合理的に入札価格が積算可能な仕様書が必要となることから、ほとんど白紙の状態アイデアを募集することや基本的な事業実施手法の提案を求めていたような企画競争案件に総合評価入札を適用することは困難である。総合評価入札において募集する技術提案とは、事業実施計画の詳細部分やどのような事業実施体制が組めるか、といった点が主となると考えられる。

（参考資料） - 省略

別添 1 仕様書（例）

別添 2 提案書作成・審査要領（例）

別添 3 評価基準表（例）

(別紙 3)

## 契約事務の運用改善等について

国民から預かった税金を無駄なく、極力効率的、効果的に活用するために、契約相手の選定に当たっては、これまでのように安易に随意契約を繰り返すのではなく、今後は、価格と成果物の質を共に総合的に考慮して、競争性・透明性のある契約方式を取ることを原則とする。

この場合、さらに以下のような事務運用上の配慮を行い、納税者・国民にとって真に有利な相手と環境省が契約を結ぶこととなるよう、きめ細かな配慮を行うものとする。

### 1. 複数年継続して同一者と契約する必要がある場合

#### (1) 国庫債務負担行為の対象事業の拡大

政府の予算制度が単年度主義であることから、政府の調達契約も単年度毎に締結することが原則となる。その例外として複数年にわたって政府の支出を約束するときは、国庫債務負担行為(財政法第15条第1項)として国会の議決を経る必要がある。

これまでは国庫債務負担行為の予算措置例が少なかったため、複数年継続して同一者と契約する必要がある場合の便法として随意契約が行われていたが、その見直しに伴い、政府では国庫債務負担行為の対象事業の拡大に努めている。

環境省でも平成19年度予算案で、機器のリース契約や複数年にわたる工事等について国庫債務負担行為の対象とした他、温室効果ガスの排出権取引のための委託費も対象にすることとした。今後も、複数年にわたり所要額が明確な施策、複数年契約により国費節約が可能な事業等、事業や施策の性質に応じて国庫債務負担行為の対象としていくこととする。

#### (2) 競争性・透明性を確保した複数年継続の契約方法

##### 複数年にわたる調査研究の場合

環境省における調査研究は、単年度で答が出せるような案件は少なく、多くの場合、3年や5年の計画で調査研究を行う予算となっている。調査研究を実施する立場からは、高度な技術や豊富な知識経験を有する信頼性の高い機関と長期間の安定的な契約を締結して実施することが望ましいが、所要経費の変動が大きい調査研究業務は国庫債務負担行為の対象になじみにくいため、これまでは、そのような機関と単年度の随意契約を繰り返すことにより継続的に調査研究を実施してきた。

随意契約の見直しに伴い、契約締結に当たっては競争性・透明性を確保する必要があるため、次のような考え方・方法で、このような調査研究に取り組んでいくこととする。

(基本原則)

複数年にわたる調査研究でも、実施計画を適切に設定することにより、年度毎にまとまりのある成果を得て、翌年度の受注者に引き継ぐことが可能な場合は多い。原則論としては、この方法により単年度毎に競争を行い、受注者を決めることとなる。

この場合、前年度の成果物を公表して競争条件を公平にすることが必要であり、また、次年度にどの事業者が受注することになるにせよ共通した骨格となるような次年度の事業計画案の骨子を前年度に作成させると、次年度の契約発注をスムーズに行えることとなる。

(例外的扱いが必要な場合)

生物を継続的に飼育して健康影響調査を行う、同一施設で継続環境モニタリングを行うなど、調査研究の性質上、どうしても同じ相手と継続して契約しなければならない場合や、前年度の成果を次年度に別の者に引き継ぐときには大きな引継ぎ費用が発生するなど明らかな国費の無駄使いが生ずる場合などは、同一者と継続して契約する必要がある。

このような場合、まず初年度における契約相手の選定は、総合評価による競争入札、企画競争等の競争性のある契約方式による必要がある。しかしながら翌年度以降は、同一者と契約を締結する必要が生ずるため、次の方法により透明性のある契約を行うこととする。

初年度の競争において複数年の企画提案を求め、複数年の調査研究計画等の評価を行ったうえで、契約相手を選定する。

次年度以降は、調査研究の進捗状況の評価し、適切に実施されていると認められたときは、初年度の企画提案（評価結果に基づき必要に応じて改訂）に基づく随意契約を行う。

\* なお、このような契約を行うためには、初年度の契約締結に当たって、次年度以降の調査研究計画等の評価を行う必要があるため、基本的には最低価格落札方式の入札にはなじまない。

長期継続的な活動が必要な業務の場合

民間が複数年にまたがって行うハード事業を継続的に支援・指導する事業、環境パートナーシップオフィス（NPO、企業、行政等が連携協力して環境保全活動を行うことを支援する業務）や国立公園のビジターセンター等の運営、国民公園の利用者指導・案内・植生管理等の業務については、受注者において専従の常勤雇用者を抱える必要があるとともに、より良いサービスを国民等に提供するために、長期的な計画性、知識・経験の蓄積、周辺関係者との信頼関係の形成等が必要となる。

このような業務の契約相手が競争入札等により毎年変わりうる状態にさらされると、かえって提供サービスの質の低下を招く恐れがあるとともに、雇

用者の雇用環境を劣悪化させる可能性があり、国の発注業務として適切ではない。また、契約相手が変わる場合には、その引継ぎに相当程度の費用・労力を要する可能性があり、その間の提供サービスの質の維持が難しくなる。

このため、過度に長期の契約継続を認めると新規参入を阻害することになり適当ではないが、業務の内容等に応じて3年程度の契約更新期間をあらかじめ明示した上で、初年度の契約相手の選定に当たり、複数年の業務実施提案を募り、その審査により契約相手を選定することとする。次年度以降については、前年度の業務実施状況の評価を行い、適切に実施されていることを確認の上、初年度の企画提案（評価結果に基づき必要に応じて改訂）に基づく随意契約を行うこととする。

なお、地方環境パートナーシップオフィスなどでは、こういう考え方が不明確なまま企画競争で契約相手を選定し、運営業務を開始している場合があるため、既契約分についてはしかるべき経過措置期間を設けるとともに、“協働”の視点を取り入れた契約のあり方を関係者と一緒に模索しながら、上記のような方式を取り入れていく必要がある。

#### 年度をまたがらざるを得ない業務を行わせる場合

2月から5月にかけて連続的に野生生物の調査を行う場合、年度始めにイベントを開催するため前年度から準備を行う場合、年度始めからの通年事業の準備を前年度に行う必要がある場合など、次年度に改めて競争を行って契約相手を定めることができない場合がある。

このような場合も、初年度は当然競争性のある契約方式によることになるが、次年度は随意契約によらざるを得ない。ただし、初年度の契約に際して全体の事業計画や費用の評価を行う、または次年度の随意契約で冗長な費用が発生しないよう精査する等、次年度の随意契約が不適切にならないよう配慮する必要がある。

#### 民間の政策提言を具体化して複数年かけて実施する場合

環境省においては、国民に開かれたユニークな取り組みとして、NPO等から政策提言を募集し、提言の実現可能性調査を行って、作成された政策枠組みに基づき政策を実施する一連の仕組みがある。政策提言から政策実施まで複数年を要するものであり、この仕組みに相応しい事業者選定や契約のあり方を整備する必要がある。

現在の仕組みでは、政策提言と実現可能性調査は一体のものとして、採択された提言者が調査を行う（政策提言の翌年度の予算で実施）こととなっており、すなわち政策提言への応募が実現可能性調査の企画競争への参加を意味している。

しかしこの仕組みでは、発注者側の環境省において、政策提言の採択が政策実施者の選定まで意味するのかどうか、不分明なままに開始された経緯があり、契約業務との関連で考え方の整理が必要になっている。

実現可能性調査の成果（環境省請負調査報告書）は、新しい政策の仕組み案であり、提言者の調査成果であっても、環境省が著作権を有し、また、実施責任を負う業務となる。その政策の実施主体は、環境省が自ら直轄で行うことを中心として、仮に民間に行わせる場合であっても、政策内容に応じて適切な者を選択するものと整理すべきである。その実施を環境省請負業務で行うときは、改めて競争的な過程を通じて適切な者を選定する仕組みに変更していくことが望ましい。ただし、こうした仕組みとすると、実現可能性調査の費用はいわば政策アイデアの買い取り費用を意味することとなり、現行の金額は、提言者の知的な労働の成果物への対価として見ると余りに低額である可能性がある。

今後は、実現可能性調査の請負金額を適切な水準へと増額させつつ、このような新しい考え方により整理した一連の仕組みについて、明確な対外的説明に努め、提言に応募する民間の人々に事前の理解を求める必要がある。

なお、既に政策として実行されている政策提言であって、その実施者が優秀提言者に選定された民間団体、事業者である場合には、上記のような新しい考え方を遡って適用することはできないので、既述の趣旨にならい、これから3年程度は業務成績が優れている場合は継続して業務を行わせることとし、その後、改めて競争的な契約方式で実施者を選定することが望ましい。

（注）政策提言を始めとして提案書等に記載された事業者のアイデア・知的財産の保護については後述。

## その他

環境省における物品等の調達において、毎年度、価格競争を行わせて契約相手を定めると、例えば同じ物品を長期間、修繕・清掃、リユースしながら納入する仕組みを有する事業者が価格競争に負けたり、そもそも長期契約ができないために競争に参加できない可能性もある。このような場合には、循環型社会形成を率先する見地から、複数年度同一事業者と契約できる仕組みを導入することを今後検討することが望ましい。

## 2．共同実施提案の事業について

企画競争や総合評価入札の適用の拡大に伴い、受注希望者の企画提案において、複数の事業者がそれぞれの強みを出し合って発注事業を共同で実施することを提案する例が出てきている。

将来的には、ジョイント・ベンチャー方式の導入等も検討する必要があるが、当面の措置としては、契約相手は代表者たる1者となるものの、当初契約時点での再委託の承認や共同実施協定書の作成により、共同実施提案事業を円滑に実施できる契約方式によることとする。

### 3．環境性能等を考慮した調達について

公共調達においては、単に調達目的を達成するための契約を行うのではなく、環境に配慮した調達を行うことにより、持続可能な社会の構築に資していくことが必要になっている。

目下、いわゆる「グリーン契約法」(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)の議員立法が検討されているが、環境省において率先して、調達対象となる物・サービス等の価格や機能等と環境性能を総合的に評価して調達を行うことを検討していく必要がある。仕様書に環境性能要件を設定すること、総合評価入札や企画競争の評価項目として環境性能項目を設定すること、あるいは1(2)のように長期間を評価して環境に良い調達を行うなどの措置を講じていく必要がある。

### 4．その他

#### (1) 技術能力等を客観的に評価する方法

一般競争入札における競争参加資格や総合評価入札、企画競争等における企画提案の評価基準に、信頼性ある環境関連資格の保有状況等を利用することは、客観的で透明な競争条件を整備する上で有効と考えられる。

現在既に「環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査」の仕組みが有効に機能しているところであり、その他の環境関連資格制度等の契約締結手続における利用可能性について検討を進める必要がある。

なお、国土交通省や農林水産省では、受託業務の内容や結果を登録するデータベースを整備し、以後の契約相手方選定の参考としている。このように業務実績を適切に評価し、反映する仕組みについても今後の検討課題である。

#### (2) 競争参加資格要件の適切な設定

一般競争入札や企画競争の競争参加資格要件については、契約の履行能力の確保の見地から、競争参加者の経営基盤、経営状況等に基づき事業者の格付けが行われ、調達の契約金額に応じて競争に参加できる格付け範囲を定めることとなっている。

環境省の調達においては、環境パートナーシップ形成の趣旨も踏まえ、調達内容に応じて経営基盤の脆弱な環境NPO等とも随意契約を行っていた状況があり、随意契約の見直しに伴い、競争参加資格要件によってこれらの団体等が競争そのものに参加できなくなることは適当ではない。

競争参加資格要件は、契約金額によって自動的・一義的に定まるものではなく、必要に応じて下位又は上位の格付け者を含めることができるため、調達内容を踏まえて適切な格付け範囲を設定することにより、調達内容に相応しい者が競争に参加できるようにする必要がある。



### (3) 仕様書や評価基準等の適切な作成

企画競争や総合評価入札を実施するに当たっては、業務目的・内容が明確であること、作成すべき提案書等が明瞭に指示されていること等が必要であり、そうでなければ、能力ある受注希望者がその能力を提案書等で十分に証明することが困難になり、その結果、適切な受注者選定ができなくなる。これらの競争性のある契約方式においては、発注者たる環境省が十分な準備作業を行わなければ、適正な競争が確保できないこととなる。

適切な仕様書や評価基準等を作成するためには、環境省自らの能力の向上のみならず、発注の前段階において意見招請手続きを活用する等により受注希望者の意見を取り入れること、提案書審査会等が仕様書や評価基準の作成にも関与すること、同審査会に外部専門家を任命すること、仕様書等の作成業務自体を外部の専門機関に発注すること、先行する業務の結果をその後の業務の仕様書等に反映させること等の工夫が可能であり、これらにより、公平、妥当な競争条件を整備する必要がある。

### (4) 提案書等のアイデアの保護

政策提言の募集を始めとして企画競争や総合評価入札において事業者から企画書・提案書を募集して契約相手を選定する場合、提案書等に記載された事業者のアイデア・知的財産を適切に保護しなければ、事業者が被害を受けるのみならず、優秀なアイデアを有する事業者が応募を控え、結果的に環境省も悪影響を受けるおそれがある。

事業者が提出した提案書等は、「行政機関の職員が職務上取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条第2項)に該当し、行政文書として情報公開の対象となる。それゆえ、不開示情報(個人情報、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示されることを、まず事業者には十分理解してもらう必要がある。その上で、情報公開に当たっては、「法人等の正当な利益を害するおそれがある」(同法第5条第2号イ)かどうかを個別具体的に慎重に判断する必要がある。

また、特に採用されなかった提案書等については、「提出事業者に無断で契約に係る審査以外の目的に使用することはない」旨入札説明書等に明記することにより、同法第5条第2号口の「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当し、不開示情報となる可能性があると考えられる(ただし、同規定には「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」という限定が付されている。)

このような運用により、事業者のアイデア等を適切に保護する必要がある。

( 5 ) 談合違約金特約の導入

入札制度改革に伴い、近年、多くの行政機関が契約書に「談合違約金特約条項」(談合等の不正行為を行った受注者に対して、請負代金の 1/10 に相当する金額を違約金として支払わせる旨の条項)を導入している。環境省は未導入であり、早急に導入することとする。

( 6 ) 契約事務処理の充実強化

正確、迅速、公平、透明な契約事務処理を行うことは、受注者にとっても重要なことであり、環境省の契約事務処理の信頼性向上、効率化等を図るため、事務処理体制の充実強化、事務処理マニュアルの整備等を進める必要がある。